



経済産業省における 政策評価の取組について

平成21年1月
大臣官房
政策評価広報課

1. 行政機関が行う政策の評価 に関する法律（平成14年4月1日施行）

（1）目的（第1条）

- 効果的かつ効率的な行政を推進する。
- 行政機関の政策に関する国民への説明責任を全うする。

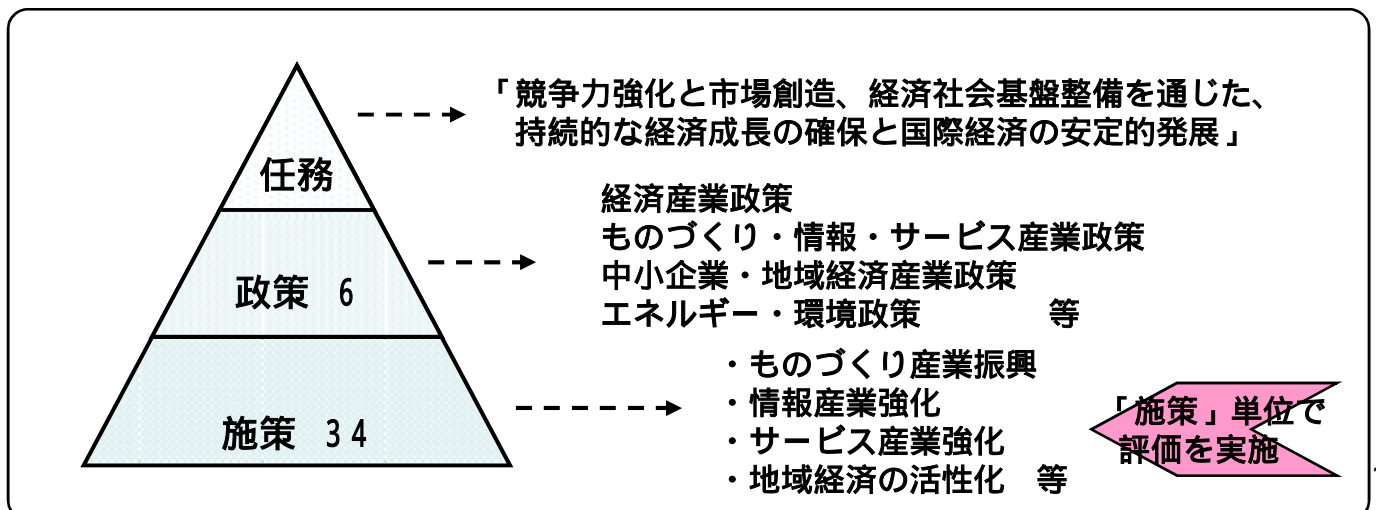
（2）評価の対象

- 各省は、毎年、計画を定め、事前評価・事後評価を実施する。
- 以下の4類型については、事前評価を行うことが、政令により義務付けられている。
 - ①研究開発
 - ②公共事業
 - ③政府開発援助
 - ④規制の新設・改廃

（3）評価の体系

- 各省が、政策効果を把握し、必要性、効率性、有効性等の観点から自ら評価する。（第3条）
- 評価結果は、予算の作成等に適切な活用を図る。（第4条）

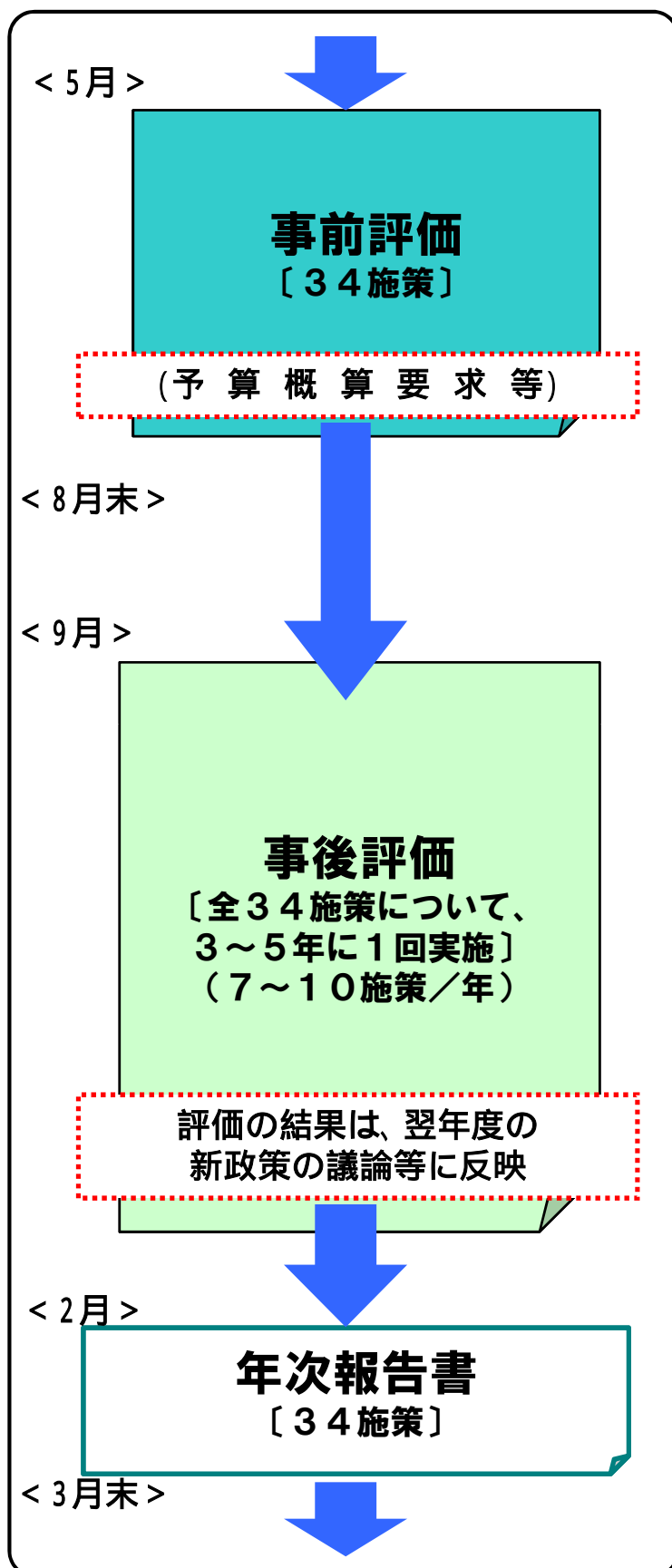
【図： 経済産業省における政策評価体系の構造】



2. 経済産業省の政策評価体系

政策	施策
1. 経済産業政策	01 産業人材
	02 技術革新の促進・環境整備
	03 知的財産の適切な保護
	04 工業標準・知的基盤の整備
	05 経営イノベーション・事業化促進
	06 ITの利活用の促進
	07 流通・物流基盤整備
	08 情報セキュリティ対策の推進
	09 消費者行政（製品・取引）の推進
	10 経済産業統計の整備
2. 対外経済政策	11 通商政策
	12 貿易投資促進
	13 経済協力の推進
	14 貿易管理
3. ものづくり・情報・ サービス産業政策	15 ものづくり産業振興
	16 情報産業強化
	17 サービス産業強化
	18 コンテンツ産業強化
	19 化学物質管理
4. 中小企業・ 地域経済産業政策	20 中小企業事業環境の整備
	21 経営革新・創業促進
	22 経営安定・取引の適正化
	23 まちづくりの推進
	24 地域経済の活性化の推進
5. エネルギー・環境政策	25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保
	26 I初級源の多様化・I初級源の高度利用
	27 省エネルギーの推進
	28 原子力の推進・電力基盤の高度化
	29 鉱物資源の安定供給確保
	30 温暖化対策
	31 資源循環推進
	32 環境経営・競争力の強化
	33 原子力安全
6. 原子力安全・ 産業保安政策	34 産業保安

3. 経済産業省における 政策評価のプロセス



事前評価

- 毎年7~8月、全ての施策（34施策）について、施策単位で、実績評価を実施。
- 予算概算要求等に併せて、8月末に「事前評価書」を公表。
- 1億円以上の全事業について「個別事業評価書」を作成。事業成果を測る目標・指標の明確化を実施。

事後評価

- 各施策について、3~5年の間に1回の間隔で実施。施策単位で実績を評価。
- 併せて、予算・税制・政策金融などの「個別事業」及び「規制法令」の評価も実施。
- 評価の結果は、外部有識者を集めた「経済産業省政策評価懇談会」等において報告。翌年度の方向性等に反映。

年次報告書

- 毎年3月末、省庁別の連結財務書類、成果目標の達成状況及び財務情報等を一覧できる「年次報告書」を公表。
- 34施策を対象に、目標・背景・進捗を読みやすく整理。